

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第17号

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例(昭和61年鳥取市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1 蔵田馬場農業集落排水施設の項を次のように改める。

蔵田馬場農業集落排水施設	鳥取市八坂、橋本の一部、国安、馬場、蔵田、数津、円通寺 鳥取市河原町片山、河原町稲常、河原町山手、河原町郷原、河原町三谷、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家
--------------	--

別表第1 国英処理区農業集落排水施設の項を削り、同表宿農業集落排水施設の項の次に次のように加える。

酒津漁業集落排水施設	鳥取市気高町酒津
船磯漁業集落排水施設	鳥取市気高町八束水の一部

別表第1に次のように加える。

夏泊漁業集落排水施設	鳥取市青谷町青谷の一部
------------	-------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。